

答申第183号
令和4年3月10日

佐賀市長 坂井 英隆 様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 井上 亜紀



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定に基づく諮問
について (答申)

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定に基づき、
令和4年2月22日付け佐市環政第679号により諮問がありました「アライグマ生息数
調査業務委託に係る受託業者によるセンサーカメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの
収集及び外部提供について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めま
す。